

発議第 1 号

特別委員会の設置について

地方自治法第 109 条第 1 項及び瑞浪市議会委員会条例第 6 条の規定に基づいて特別委員会を設置することについて、次のように瑞浪市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 加藤 輔之

瑞浪市議会議長 熊谷 隆男 様

特別委員会の設置に関する決議

本市議会に、次の特別委員会を設置するものとする。

特別委員会の名称	定数	設置目的	設置の期間
リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会	7 人	リニア中央新幹線・瑞浪恵那道路・新丸山ダムに関する調査・研究を行う。	調査終了まで設置し、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。
議会改革特別委員会	8 人	議会全般の更なる改革について調査・研究を行う。	